

日本におけるキャッシュレス決済手数料の見直しと
中小事業者等への支援強化を求める意見書

我が国のキャッシュレス決済比率は2024年に政府目標を上回る42.8%に達したものの、米国や中国、韓国等と比較すると依然として低い状況にある。特に店舗におけるキャッシュレス決済比率では国際的に後れを取っているのが現状である。

また、加盟店手数料については、米国やイギリス、EU諸国に比べて日本は高額であり、中小事業者等にとっては、端末導入費用や月額利用料の負担に加え、加盟店手数料の負担がキャッシュレス決済導入・継続の大きな障壁となっている。

キャッシュレス決済の普及は、事務負担の軽減、人手不足への対応、防犯性向上、経営の高度化、観光やインバウンドへの円滑な対応など多くのメリットをもたらすことから、その恩恵を中小事業者等が享受できる環境整備が必要である。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 クレジットカード等の加盟店手数料の実態把握・検証を進め、手数料の適正化・低廉化を図ること。また、必要に応じて、上限規制を設けるなど、手数料の抑制に向けた手法の導入を検討すること。
- 2 加盟店手数料の内訳開示を促進させ、中小事業者等が有利な条件を選択・交渉できる環境を整備し、負担軽減を図ること。
- 3 キャッシュレス決済インフラの標準化・相互接続性の向上を推進し、観光地や商店街等を重点エリアとして、自治体と連携したエリア単位のキャッシュレス化・DXを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

殿

神奈川県議会議長